

勸告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

1 改定の内容

初任給調整手当の支給対象に、獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職を加え、月額45,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から15年以内の期間支給すること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和3年4月1日から実施すること。